

## ひとり親のお母さん・お父さんを応援!!

このしおりは、ひとり親家庭が利用できる事業を抜粋した概要版です。

「ひとり親家庭応援ガイドブック」、「あらかわ子育て応援ブック」も合わせてご覧ください。

◇=ひとり親になる前からご利用いただけます。

## ◇◆ひとり親家庭応援メールマガジン

月2～3回、児童扶養手当等の手続きやひとり親家庭支援事業の情報について配信しています。

登録は簡単、無料です。

詳しくはコチラ⇒



## ◇◆ひとり親相談（予約制になります）

ひとり親家庭になるとき・なったときの暮らしの悩み等、問題解決のお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

## 経済支援

## ◆児童扶養手当の支給

★申請が必要です。所得制限等の資格条件があります。

父または母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいがある児童）を扶養している母若しくは父又は養育者に支給されます。

※児童扶養手当受給者が受けられる優遇制度があります。

- ・JRの通勤定期乗車券を3割引で購入できます。
- ・世帯員のうち1名について、都営交通（都電・都バス・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー）無料乗車券の交付が受けられます。
- ・水道の基本使用料、下水道料金の一部が免除されます。
- ・粗大ごみ等処理手数料が免除されます。

## ◆児童育成手当の支給

★申請が必要です。所得制限等の資格条件があります。

父または母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいがある児童）を扶養している母若しくは父又は養育者に支給されます。

## ◆ひとり親家庭の医療費の助成

★申請が必要です。所得制限等の資格条件があります。

18歳まで（18歳になった日以後の最初の3月31日まで。中度以上の障がいのある場合は20歳未満）の子どもがいるひとり親家庭を対象として、医療機関で受診した時、保険診療の自己負担分の一部を助成します。

【問い合わせ先】

荒川区 子ども家庭部 子育て支援課 子育て給付係 ☎3802-4832

## ◆母子及び父子福祉資金貸付

※お支払い前・契約前に相談開始が必要です。

お子さんの進学や、お母さん、お父さんの自立のための資金をお貸しします。都内に6ヶ月以上居住し、かつ区内に住所を有する方で20歳未満のお子さんを扶養していること等、条件があります。20歳以上のお子さんの進学等の場合も、20歳未満のお子さんを扶養している家庭の場合は、資金の貸付が可能です。詳細はお問い合わせください。

## 生活支援

## ◆サポート事業

※事前相談し登録の上、ご利用申込となります。

ひとり親家庭の方が技能習得のための通学、就職活動、親族等の冠婚葬祭、残業時、もしくはひとり親になって2年以内等で一時的に育児や家事ができない時に、ベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣します。1日1回・月5回までです。所得に応じて自己負担が発生する場合があります。

ベビーシッター（育児支援）対象：生後6ヶ月～小学校3年生までのお子さんがいるひとり親家庭  
業務時間：午前7時～午後10時（1日2時間以上8時間以内）

ホームヘルパー（家事支援）対象：小学校1年生～中学校3年生までのお子さんがいるひとり親家庭  
業務時間：午前7時～午後8時（1日2時間以上8時間以内）

【問い合わせ先】

荒川区 子ども家庭部 子育て支援課 ひとり親・女性福祉係 ☎3802-4983

## ◆休養ホーム事業

休養及びレクリエーションのために指定された施設を利用した際の利用料の一部を助成します。

荒川区在住のひとり親家庭の親と18歳になって最初の3月31日までのお子さんが対象です。

○助成金額 (宿泊・日帰りどちらか一方のみ。1世帯 年度内4月1日～3月31日の1回)

☆宿泊施設 上限3,000円 ☆日帰り施設 2,000円

○宿泊施設 ホテルグリーンパール那須、清里高原ロッジ

○日帰り施設 あらかわ遊園、荒川総合スポーツセンター



## ◇◆家庭相談・養育費確保支援事業 ※公正証書等作成費用の補助は支給要件があります。

離婚前後の、親権・養育費・公正証書等の作成支援・面会交流などについて、家庭裁判所の元調停委員による専門相談を行っています。専門相談等後に養育費に関する公正証書を作成した場合は、その費用の一部を補助します。

【要事前予約】 火曜 ①13時20分～ ②15時～ 水曜 ①13時20分～ ②15時～

## 就労支援

### ◇◆就業相談

安定した収入を得て自立するための、仕事探しや資格取得について、就業支援専門員が必要に応じてハローワーク等と連携しながら支援します。お子さんとの生活も大切にしながら、ご自身のキャリアアップを目指すために相談していませんか。 【要事前予約】 月～木 9時～16時

### ◆高等職業訓練促進給付金 ※受講申込み前の相談をおすすめします。支給条件があります。

看護師・介護福祉士・保育士など、就業に有利な資格取得のために、養成機関で修学する場合に支給します。対象資格や支給額の詳細はお問い合わせください。

### ◆自立支援教育訓練給付金 ※受講申込み前の相談が必要です。支給条件があります。

雇用保険制度で指定している教育訓練講座を受講し、修了した場合に支給します。詳細はお問い合わせください。



### ◆学び直し支援事業 ※受講申込み前の相談が必要です。支給条件があります。

ひとり親家庭のお母さん、お父さんもしくはそのお子さんの高等学校卒業程度認定試験受験料や、その受験対策のための通学及び通信講座等の受講料を補助します。

## 住宅支援

### ◇◆民間賃貸住宅入居者支援事業 ※保証委託料の補助は支給要件があります。

◇区内の民間住宅への転居に困っている方の、住宅探しのお手伝いをしてくれる専門機関を案内します。

◆保証人が見つからない場合の保証委託料(最大5万円)を補助します。

要件がありますので、詳しくはご相談ください。

### ◆母子生活支援施設 ※事前に来所による相談が必要です(予約制)。入所要件があります。

生活上の問題を抱え、子どもの養育等に不安がある母子家庭が入所できる児童福祉施設です。

母子家庭の早期自立を図るために就労・家庭生活及び児童の養育に関する相談及び支援を行います。



### ◆住宅支援資金貸付

就労相談後、状況や希望に応じ、自立目標や支援内容等について支援計画を策定した方が対象の貸付制度です。

条件を満たした場合、申請により返済債務が全額免除されます。詳細はお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

荒川区 子ども家庭部 子育て支援課 ひとり親・女性福祉係 ☎3802-4983